

# 川崎市 平成27年度 介護報酬改定等説明会

平成27年4月に改定が予定されている介護報酬等について、説明会を開催します。

## 1 日時・場所

### (1) サービス事業所向け説明会

ア 開催場所：川崎市総合福祉センター（エポック中原） 3階大ホール  
[中原区上小田中6-22-5 JR南武線 武蔵中原駅下車（直結）]

イ 開催日：平成27年3月19日（木）

ウ 開催時間（予定）（3サイクル）

(ア) 11時00分～13時25分（受付10時15分～）

＝・訪問系：訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション、  
夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(イ) 14時35分～17時00分（受付13時50分～）

＝・居宅系：居宅介護支援、介護予防支援  
・居住系：小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、認知症対応型共同生活介護、  
特定施設入居者生活介護  
・用具系：福祉用具貸与、特定福祉用具販売

(ウ) 18時10分～20時35分（受付17時25分～）

＝通所系：通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション  
施設系：介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  
介護老人保健施設、介護療養型医療施設、  
短期入所生活介護、短期入所療養介護

### (2) 介護支援専門員・地域包括支援センター職員向け説明会

ア 開催場所：すくらむ21（川崎市男女共同参画センター） 大ホール  
[高津区溝口2-20-10 JR南武線 武蔵溝ノ口駅下車 徒歩10分]

イ 開催日：平成27年3月20日（金）

ウ 開催時間（予定）：13時45分～16時20分（受付13時00分～）

＝居宅介護支援事業所に勤務する介護支援専門員・地域包括支援センター職員（3職種）

## 3 説明内容

今回の説明では、同一資料をもとに、次のように説明いたします。

### (1) サービス事業所向け説明会

ア 制度改正全般

イ 各サービス毎の「介護報酬」「指定基準条例」

### (2) 介護支援専門員・地域包括支援センター職員向け説明会

ア 制度改正全般

イ 居宅サービス（地域密着型を含む）全般の「介護報酬」「指定基準条例」

#### 4 参加方法

- (1) 開催日当日、「参加者票」を受付にご提出いただく予定です（事前申込みは必要ありません。）  
※参加者票は後日ホームページに掲載する予定です。
- (2) 「サービス事業所向け説明会」の参加者人数は、会場の収容人数の関係から、指定事業所1事業所につき1名でお願いいたします。
- (3) 「介護支援専門員・地域包括支援センター職員向け説明会」は、個人資格参加となります。この場合、「19日」説明会参加者が、「20日」説明会に参加することも可能です。
- (4) 出席困難な場合は、資料をホームページに掲載しますので、同情報をご確認ください。

#### 5 その他注意点

- (1) 館内・敷地内・周辺地域での禁煙にご協力をお願いいたします。
- (2) お車・自転車でのご来場はご遠慮ください。公共交通機関のご利用をお願いいたします。
- (3) 当日は、かなりの混雑が予想されます。  
受付開始時間をお守りいただき、余裕を持った来場をお願いいたします。
- (4) 3月19日は、3サイクルで実施します。  
管理者がサービス事業所を兼務している場合は、各サイクルにご出席をお願いします。
- (5) 居宅療養管理指導は、今回の説明会対象外です。  
改定等の必要な情報は、川崎市ホームページで掲載しますので、そちらをご覧ください。
- (6) 今回の説明会は、資料作成時点の情報により行います。  
最終的な改正内容（報酬告示・留意事項通知・Q&A等）は、メール配信・ホームページで周知しますので、必ず、ご確認ください。